



[第1部] 講演

「平和都市法の成立過程とその後、そして未来に向けて」



広島国際大学
工学部教授
石丸紀興

広島国際大学の石丸でございます。今回が単なる一過性のイベントではなくて、これからの広島市のあり方から改めて、いろいろ議論できていくといいなと思っています。主な内容といたしまして、平和記念都市建設法がどのような法律か、これはすでに説明されたと思います。平和都市法と省略させてもらえればと思うのですが、どのように制定されたか、その理由と制定過程、その特徴をあとでお話します。平和都市法はどのような効果、影響があったかということをもたお話をさせていただきます。また、平和都市法は今後どうあるべきか。廃止されるか、存続させるか、そういうことがいろいろありますが、他都市の特別法との関連も含めてお話をさせていただければと思います。それから未来に向けてということですが、たぶんおしまいの方が時間切れになるんじゃないかなと思っています。私自身の立場、領域と平和都市法のかかわりについて、少しお話をさせていただければと思います。

平和都市法とは、どのような法律かということに関しましては、もうすでにご説明がございましたし、寺光忠さんが非常に詳細な解説を加えられた本が出版されております。法律の条文は説明がありましたので省きますが、注目すべき法文ということにつきましては、「理想の象徴」とか「平和都市建設」ということはもちろんあるわけですが、「誠実に」という表現がございます。これは法律らしからぬ言葉だと思うのですが、憲法9条にやはり「誠実に」という言葉がありますので、その関連でここで引用、採用されたのだと思います。第6条の「広島市長の責務」ということも注目されます。最初のころの起草された第1次案、第2次案では憲法並みに前文が用意されていたと。そういったことを含めて法律らしからぬ表現が非常に見られるということです。私の立場、領域、平和都市法とのかかわりということで宣伝になるかもしれませんが少しお話をさせていただきます。

私は復興計画についてずっと研究してきて、広島市の出版物にも関わらせていただいたのですが、最初から平和都市法を意識して研究していたわけではなく、途中まではいろいろ別のことをやっていたということです。平和都市法の存在については浜井さんが書かれている『原爆市長』、中国新聞社から出ていますが、『炎の日から20年』とか、そういったものをずっと早くから読んでいたので、そういった存在は知っていたのですが、なかなかきっちりと出会うということがなかったんですね。『原爆市長』とか中国新聞社の本とか、市の職員の方は必読の本だと思うので、読んでいただきたいと思うのですが、私がおのあと『広島新史 都市文化編』というのを書かせていただいたのですが、その過程で平和都市法の存在を意識



しました。しかし、まだ本格的に取り組むにはいかなかったんですね。それから昭和60年に『広島被爆40年史 都市の復興』の編集に関わらせていただいて、このときもまだ本格的ではなかった。ただ時代区分として平和都市法が成立したところで広島戦後の復興の過程がきっちり区切れるということを意識しました。40年史が編集されたあと、やはりこのまま放っておいてはいけなないということで、昭和60年の9月だったと思うのですが、東京の寺光さんのところに尋ねていきました。そうしたら広島から尋ねてきたのはお前が二人目だと。非常に硬い雰囲気歓迎されたというか、あまり歓迎されなかったのですが、いろいろ付き合いがはじまったらだいたいほぐれてきて、手紙をいろいろ書いてくださいました。「小生のところに広島から尋ねてきたのは二人だ」と。最初は田淵実男さんという方らしいのですが、その方が中国新聞に「広島復興の一恩人」というコラムを書いたと、あとから知ったのですが。しばらくして寺光さんから手紙がきて、「必要があって書庫を整理していたら全く忘却していた平和都市法の関係資料が一括して見つかりました。送りますよ」という手紙をいただきました。私が直接もらうのは少し問題があるということで、ぜひ広島市の公文書館に寄贈してくださいということで。そのことが、昭和62年だと思うのですが、新聞に書かれています。法の起草案として第1次案から5次案まで。英文も全部ではないのですがそろっています。

こういった過程に出会いまして、こんな貴重な資料があるんだということを知りまして、広島大学にも法学関係の人がいますので、当時は政経学部とっていましたが、こういったことを研究している人がいらっしやいますかとたずねると、そんなの研究する必要があるのかと。憲法とか刑法とか民法とかそういう方がずっと重要だよと馬鹿にされましたので、それでは私は法律の関係ではないのだけれど、ちょっとやってみようかということでもろんなことを書き始めました。最初は芸備地方史研究に、5次案までの起草案を比較した表でございます。芸備地方史研究162号、これを見ていただけたら詳しく書いてあると思いますので、ご関心のあるかたはそちらのほうを見ていただければと思います。そういった比較検討をやったくらいではまだ十分ではないなということで少し本気でやろうかということで研究をはじめました。いろいろな資料を集めた結果、私の平和都市法に関連した研究で、芸備地方史研究のあと、広島市公文書館紀要11号、あるいは23号、そういったところはかなり長文の論文を書かせてもらっています。当時は広島市が非常に理解があって、56ページくらいの論文をボリューム制限なしで書かせていただいて、非常に感謝しております。そういった原稿がございますので、ご関心のある方はご覧ください。

平和都市法について述べる前に、戦災復興計画についてということですが、どういう被害があって、どういう復興計画を立てたかというのは本当に数秒で通過させていただきます。復興計画が立てられたということですね。特徴としては、平和大通りを計画したとか、平和記念公園を計画したこととか、河岸緑地を計画したこと。私は広島戦災復興計画における3大特徴。それ以外にもいくつも特徴がありますが、特に大きな特徴としてあげさせていただきます。これは、平和大通りの実現過程。比治山の中腹から眺めた有名な写真でございます。これはほぼ完成した段階での空中写真でございます。平和記念公園については、戦前はこのような街であったと。中島地区ということですね。中島公園、大公園のひとつに計画をされた。普通の公園で

すね。普通の公園の中にちょっと大きい公園として、中央公園、中島公園、東公園と。そういった最初の計画でございます。あと詳しく述べますが、平和記念公園の設計コンペというものがあって、丹下グループが1等入選するわけでございます。これについてはまた後、少し詳しく話させていただきますが、実現過程は簡単なものではなかった。最初にこの写真を見てショックだったのは、昭和27年の記念式典、慰霊碑ができたときですね。こういうふうになんか三々五々といっていっくらの参列者の集まり方なのですが、国泰寺高校でしょうか、幔幕の向こう側にこんなに多くの民家が残っている。これが広島戦後の風景であるということで、これは当然記憶していかなくてはならない。そういった民家はなかなか完全な撤去には至らないで、資料館と景観的には共存していた時代が非常に長く続いたということでございます。最終的にはこのようにキレイさっぱりと取り払われて、盛大な式典になっていくわけでございます。これが最終的には世界遺産であるとか、戦後の建物としては最初の重要文化財、そういったものへの指定につながるわけでございます。河岸緑地につきましては、これも簡単に形成されたわけではなくて、強制代執行といった過程を経て実現している。現在はカフェテラス、オープンカフェ、といったところで市民の間で非常に大きな役割を果たしている。平和都市法はどのようにして制定されたかということですが、少しわかりにくいかもしれませんが、ダイヤグラムを作っています。詳しくは、公文書館紀要第11号に書いています。第1期から第4期まで区分しております。制定した後を含めれば第5期ということになりますが、国有財産払い下げ、特別補助陳情運動期、これは終戦直後、かなり早い時期から行われておまして昭和23年11月ごろまで。それから復興国営請願運動期、これはあと少しお話ししますが、昭和23年11月30日から昭和24年2月12日まで、わりと日にちを特定していますが。平和都市法制定運動期、これは昭和24年2月13日から5月11日、参議院を通るまでということでございます。そして最終的には住民投票と公布、施行に至るまでが第4期でございます。私が平和都市法制定過程でどうしても言うておかななくてはいけないのが第1期ですが、国有財産払い下げ特別補助陳情運動期ということでございます。国会でいろいろな陳情運動や新聞記事など見ますと、これは徹底して集めたつもりなのですが、広島に特別の補助をしてほしい、軍用地の国有財産を払い下げてほしい、そういったことを盛んに国の、例えば石橋湛山大蔵大臣が来たり、主計局の人が来たり、そういった人たちが広島に来たりしたときにも非常に強い要請をするわけです。そういった人たちは広島に来たときは、「広島困ってるんだな。よくわかったよ、なんとかするよ」と帰って行くわけですが、東京に帰ると忘れてしまうというよりも、広島に特別の補助をする根拠がないわけです。新聞などにも今にも国有財産を払い下げてくれそうな雰囲気で見出しを書くわけですが、しばらくするとそんなことは実現しませんということが繰り返される。そういった時期がずっと昭和23年の終わりぐらいまで続く。新聞記事たるやものすごくたくさんあるわけです。実質的になんの動きも進展もないとそういう時期がございまして。昭和23年11月30日、これは私が勝手に特別な日と考えているわけですが、11月25日に任都栗司さんが市会議長に選出されます。この人のリーダーシップを私は非常に評価しています。この人が市会全員協議会で復興国営請願をしようと採択します。これはどういう意味なのかといいますと、復興に対して広島市は非常に財源が緊迫している。税収もないし、やりたいことはたくさんあるのにお金がない。そういった事態を解決するために復興事業を国にやってもらおうと、

そういう話なんですね。関東大震災のときにそういう動きが一度ありまして、東京の復興事業を国でやってくださいということの後藤新平などが言っているわけです。それは実現しなかったわけです。広島市もそういったことで、国営を請願するということで、昭和24年1月、2月、市長や市会議長など大挙して東京に出かけて行って、国会議員や大蔵省に働きかけをするわけです。それでも全然うまくいかないわけですね。そういった運動をしているとき、たまたま2月13日、これも私は特定の日だと思うのですが、広島市からの関係者がいろいろな議員さんを訪ねて行って、参議院の議事部長が寺光さんと会ったわけです。そのときに寺光さんがはっと気がついた。これは奇跡的なことかなと思っております。憲法95条の存在と役割というものを日本人で本当に意識していた人は非常に少ないと思うのですが、GHQが戦後の憲法改正で持ち込んだ、アメリカではやられている制度です。特定の自治体にだけに適用する法律、それに基づいて立法化してはどうかというふうな提案をします。市の関係者は半信半疑だったと思うんですね。わらにもするがよいと思いで、2月14日からそれならそれでやってみようかということになります。寺光さんは即日第1次案、起草案を作っています。それが残っているわけですが、それがだんだん大きくなるといっていいかなと思います。山田節男さんなどが、そういったことでも協力しております。当時法律を作るためにはGHQの許可を得なければ何もできなかったわけで、アプルーバルをとるということですね。ジャスティン・ウィリアムズ国会課長さんなどがうまく協力してもらっているわけです。アプルーバルをとって5月9日に国会上程をする、と。参議院で上程するのですが、衆議院はそれまで非常に冷たい態度をとっていたのですが、そこまできたかということにははっと気がついて、委員会審議を普通はするわけですが、そういったものを一切省略して5月10日に衆議院の方で勝手に法律を上程して、即日可決するということでございます。参議院もそこまでいけばやばやしてはいけないということで、5月11日に可決するということ。その後は住民投票とかいろいろなことがあります。そのへんは省きますが、さらに第5期となると、運用期ですが、平和都市法ができてからあとの運用期を時代区分した人はまだいないと思いますので、私が勝手に5の1期、5の2期、5の3期とやっています。ただ、これはちょっと説明する時間がないのです。最初は非常に補助率が高かったんです。復興事業そのものに3分の2とかですね。記念施設も3分の2ということだったのですが、他都市からクレームが出たりいろいろあったんでしょう。普通の復興事業は他都市並みということで、補助率は平準化するのですが、平和記念施設については特別の補助をするということで、広島と長崎がほかの都市と食いつかないように、他の都市から取られない特別の枠が作られた。これが大きいと思うんです。復興事業に対する補助というものが、毎年きっちり確保されたということ。十分であったとはいえないのですが、他都市に比べると非常に恵まれた形で復興事業が推進され、復興記念施設が実現されていったということです。このへんについては、またじっくりとお話できる機会がありましたら、お願いします。

さて、以上で成立過程を総括すれば、ここで皆さんがどう思われるかですが、私はこの動きを見たときに、最初から平和記念都市をめざして平和都市法ができたわけではないと思うんですね。もちろん広島を平和都市にしようとか、平和施設が必要だという考え方はあちこちございました。それはいろいろな人が提案して

いまして、ほかの論文でもたくさん書いていますが、この法律を作ろうという動きをした人たちは、そういう人たちではなくて、あくまで広島を復興させよう。何のためにということは多少関係あるのですが、復興事業をなんとかしようとして一生懸命になった人たちの動きがこの法律につながったんだと。私はそれがなんら恥ずかしいことではない。そういう事実は事実として認め、その中でさらに新たな事をしていけばいいんだと思うのですが、そういった復興事業の行き詰まり、事業費の困窮のなかから、平和都市法制定につながる直接的な動きが出てきたのではないかなと私はまずそういうふうに思います。平和都市ということに関連しての動きはたくさんあります。これはまたじっくり話をさせていただければと思います。いろいろな人が提案していますが、この動きはダイレクトに法案につながったとはいえないと。寺光さんがそういう意味では非常に強く意識していたと思います。平和都市思想といっているのですが、そういったものがどう絡み合っているかという図式ですが、説明しにくいので省きますが、平和都市法制定までにみる特質ということで、私は7つくらい大きな特徴があったのではないかなと思っています。それはGHQ関係者の接触によって制定されたこと。ジャスティン・ウィリアムズさんはもちろん、いろいろな方に協力してもらっています。マッカーサーは最後の段階だと思うのですが、任都栗市会議長はマッカーサーに会ったといっているのですが、私は否定的な説をとっています。いずれにしてもGHQの関係者によって、多くの日本人の政治家あるいは官僚はGHQを恐れていたところもあるわけですね。彼らはそんなことをやっても理解してくれないのではないかなということで、恐れていた人たちも多かったと思うのですが、それをあえて飛び込んでいったと。そして協力が得られたと。これは大きな特徴ではないかなと思います。その裏返しですが、日本政府の官僚は消極的な姿勢。全員ではないのですが、ある政治家はたかが広島のために特別なことをやる必要はないんじゃないかと。いかにももっともらしいことを言うのですが、これに対して吉田首相が「たかが広島じゃないだろう」と官僚や政治家をしかつたという説がございます。まさにそのほうが正論だと思うのですが、そういう後ろ向きの人たちも多かったと。3番目は特別法として成立したこと。これは何回も申し上げております。平和を主題として立法されたこと。法律に平和というのがなじむのかわかりませんが、あえて主題にすえたということですね。多くの関係者の尽力によって制定されたこと。これも多くの人が協力しているわけです。

それからもう一つ長崎との関係で問題を残したこと。これは先ほど秋葉市長さんも賛成投票率が高いということをおっしゃったのですが、確かに高いのですが実は投票率、賛成投票率共に長崎のほうが高いんですね。広島は投票率がちょっと低かったんですね。賛成率も低いんです。それはなぜなのか。当日長崎は雨だったという話なんです、そのへんの解釈もまたさせていただきます。市民の中には平和都市法の制定を快く思わない人がわずかかもしれませんが、いたということは否定できないのではないかなと思います。もう一つ、きわどい時期に制定されたこと。これは私がよく言っていることとしては、昭和24年という時期をはずしたら、この法律はできていなかったのではないかと。23年では早すぎたし、25年では朝鮮戦争がございまして、絶対的に平和ということで、GHQにたてつくようなそういう側面もありましたので、戦争反対という意味での平和という意味もあって、GHQが神経をとがらすのが25年にあります。そういった時期であつたら平和都市法も成立していなかったのではないかな。ちょうどきわどいところで成立したというのが私の

説でございます。平和都市法がどのような効果、影響があったか。このへんは行政の関係者のほうが詳しいデータをお持ちなので、私はあまりとやかく申しません。特別な補助があったことは確かです。何よりも大きなのは、精神的なバックアップではなかったかなと。孤立無援ではないと、広島の復興には多くの人たちが賛同していると。そういうことが強い味方になったというふうに思います。現実的にも非常に大きな役割を果たしたわけでございます。国有財産の払い下げとかそのへんについては資料にお任せします。

もう一つ、平和都市法の制定の大きな意味として、完全には成立していないが確実視された時期に平和記念公園のコンペが行われたと。これは非常に大きい。法律の制定なくしてはコンペは行われなかったかもしれませんね。コンペがあって、丹下健三グループの案が入選したと。これは非常に大きな意味があった。現在につながる動きだったと思います。三大特徴と平和都市法との関連ということもいろいろありますが、平和記念公園の成立ということが非常に大きい。平和大通りがこういう軸線で、縦軸にこういう軸線が設定された。最近では復興の軸線という言葉が使われていますが、これは藤本先生があとでお話になると思いますが、これは現代にも生かされているということですね。多くのグループとやっていた広島市総合計画のなかで、この軸線については、緑の十字形ということで、再提案させていただいてますし、さらに周辺の広島地区の計画ではグリーンコリダーとつなげていこうということで、これをクローズアップする形で一度計画案にのせたこともございます。

さて、未来に向けてということで、この法律が根拠としている憲法95条を改正案では削除するというのが安部晋三首相の時代にはそういう案でございましたが、現在はちょっとその動きが消えてきています。底流としてはあるかなと。広島市はリーダーシップをとってこの法律、95条を残せといってもいいと思うのですが、非常に動きがにぶいので、95条は削除されてもいいと市の人は思っているのかなと思うのですが、私はあえて残せということを言っています。ある時期「平和都市法を忘れていませんか」という小野勝さんの警告文があります。実は平和都市法のような法律は多くの都市で特別法として広島、長崎以外にも旧軍港市転換法とか、別府とか伊東とか、熱海とか横浜とかいろいろな都市で制定されています。広島がそういったブームに火をつけたということになっているかと思えます。これらの都市がどういうスタンスであるかということで、3年くらい前にいろいろ調査をしました。認知度が非常に高いのが松江とか芦屋だと思のですが、広島の認知度はいまひとつ、市の職員も市民も担当者もちょっと弱いかな。どういうふうに利用されているか。芦屋市などはまともにそういうものを総合計画の中に位置づけています。広島市は国際平和文化というふうになってますよね。平和記念都市というのはあまり使っていないということですね。本来は意味のなくなった法律は廃止するべきですが、意味を持たせるかどうかということですね。こういったことが今問われていると。私はこの法の意義は決して薄れていないと。特にUNITAR(ユニタール)とかJICAを訪れる人たちは被爆のことは知っている、復興のことは知っている、しかし平和都市法のことはあまり知らない。でもその存在を説明するといろいろと理解してくれるということがあります。私が最後に平和都市法に魂を入れるときかもしれないと思います。70年、75年草木も生えないということを言われていたこともありましたが、もうじき70

周年を迎えるということになると思います。あるいは100周年ということもあると思うのですが、やはりこの時期を迎えて、復興記念館、名前はどうでもいいのですが、このように広島が復興したということを情報収集し、発信するための施設。箱ものはどうでもいいのですがユニタールなどにいろいろな海外の人たちが来て、広島から学んでいきたいという人たちがかなりいます。どういう復興の仕方をしたのか、そういうことでワークショップなどではちゃんとそういう話をするわけですが、個人的に来られたときにも何かわかるような形で伝えていけるような仕組み、空間、そういうことをもうそろそろ考えてもいいんじゃないかと。それが復興事業をここまで支えていただいた広島の恩返しというとおおげさかもしれませんが、ハードな面で多くの支援をいただいたと。これからさらにハードな面での支援を要求するということはあまりにもいきすぎではないかと。システムとしての支援はまだまだお願いしてもいいかもしれませんが、支援というだけではなくて、広島から返していくもの。そういったものについて大いに考えていく必要があるのではないかと。恩返しという言葉はちょっと言いすぎかもしれませんが、そういった時代に突入しているのではないかと。平和記念都市、そういったものの本質的な意味は難しいと思いますが、少なくとも広島の復興というものがイラクとかアフガンとかいうところでは非常に、広島を見本にしようとしてもできなかったわけです。広島でもいろいろ苦労して復興にたどりついているが、宗教的な問題とか、政治的な問題など諸外国とだいぶ違うと思うのですが、少なくとも「広島でこういった体験をして、こういうふうな道が開かれていったんだよ」ということを発信していくことは十分考えられます。

私はもう一つ、特別法についてアメリカから導入したわけですが、アメリカこそいまや日本で適用したような特別法の使い方を見習ってもいいのではないかなと思うんです。東南アジアも戦争ということではなくて地震、津波、災害、大洪水、そういうときにこういった法律を作って復興を助けていく。それは財源的な問題だけではなくて、精神的な支援ということでも大きな役割を果たしたわけですから、私はブッシュ大統領がニューオーリンズジャズ都市復興法というような立法をしてくれるかと思って、あらゆるところで吹聴したのですが、アメリカこそそういう特別法を使って、ある特定の都市に適用する法律を作って、そういうシステムを学んでいくと世界が変わる可能性があるのではないかなと。そういうふうに思っています。それを発信していく役割も広島市にあると思います。核の廃絶、戦争放棄、いろんなことがあると思いますが、平和都市法はどちらかというと都市に関連した大きな意味を持つ法律でしたので、そういった側面からも広島は大いに発言していく役割、義務、そういったものがあるのではないかなと思います。

途中をまったくはしょってしましまして、申し訳ありませんでした。私の時間配分があまりうまくなかったのですが、足りないところは後ほどの時間のなかでお話をさせていただくとして、大きな流れとしての平和都市法の制定過程、果たした役割については十分ではございませんけれども、未来に向けての私の個人的な考えを含めたあり方を述べるということにさせていただいたと思います。どうぞ静聴ありがとうございました。